

令和 5 年度 社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分) 優先的な整備補助対象について

① 強度行動障害者(児)、重症心身障害者(児)及び医療的ケア児(者)等に対応する 以下の整備を図るもの

- 共同生活援助事業所
- 短期入所事業所
- 生活介護事業所
- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス事業所

② 防災・減災に関する以下の整備を図るもの

- 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等(耐震化のための改築、老朽化による改築等)
- 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備
- 災害による断水時に飲料水や生活用水の確保の必要性が高い入所施設等における給水設備
- 安全性に問題のある組積造またはコンクリートブロック造の塀(改修)

③ 豊橋市障害者福祉実施計画に掲げる、福祉就労から一般就労へ移行するための 就労移行支援事業所の整備を図るもの

④ ①～③を除くもの

※①を最優先とし、次に②、その次に③の優先順位とする。

※①に列記した強度行動障害者(児)等は、以下の状態の利用者を指す。

○ 強度行動障害者(児)

障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の利用者、
又は強度行動障害児支援加算の算定要件である判定基準等(11項目)で合計点数が20点以上

○ 重症心身障害者(児)

次のすべてを満たす利用者

- (1)身体障害者手帳(肢体不自由)1級・2級(肢体不自由以外の身体障害との合算の場合を除く)
を所持している
- (2)療育手帳A判定(身体障害者手帳との合併の場合を除く)を所持している
- (3)歩行が困難である

○ 医療的ケア児(者)

経管栄養、インスリン注射、導尿などを必要とする利用者